

ARK 1 合同会社 匿名組合契約約款

(米国プレIPOユニコーン投資ファンド I)

本約款は、お客様（以下、「本匿名組合員」といいます。）が、ARK 1 合同会社（以下、「営業者」といいます。）との間で、本営業（第1条第10号に定義します。）を出資対象事業とする本匿名組合契約（第1条第12号に定義します。）を締結するにあたり、本匿名組合契約の内容を記載したものです。

第1章 総則

第1条（定義）

本匿名組合契約中の以下の用語は、それぞれ以下の意味を有するものとします。

- (1) 「最低出資金額」とは、本サービス上で指定される、本匿名組合員が表明可能な申込額の最低金額をいい、別紙3「条件表」記載のとおりとします。
- (2) 「最低成立金額」とは、本サービス上で指定される、第5条第4項に基づく送金が行われる為に必要な、本匿名組合員及び他の匿名組合員からの受注額（同項に定義します。）の合計金額をいい、別紙3「条件表」記載のとおりとします。
- (3) 「私募取扱業者」とは、TORANOTEC投信投資顧問株式会社をいいます。
- (4) 「出資金」とは、第5条に従って本匿名組合員及び他の匿名組合員が他の匿名組合契約に基づき拠出した金銭を総称して又は文脈に応じて個別にいいいます。
- (5) 「出資金総額」とは、出資金及び他の匿名組合員が他の匿名組合契約に従って拠出した金銭の総額をいいます。
- (6) 「出資比率」とは、出資金総額を分母とし、本匿名組合員及び他の匿名組合員各人が拠出した出資金の額を分子とする比率をいいます。なお、本匿名組合契約の全部が終了する前（第15条に基づく清算が行われる場合には、本匿名組合契約の全部が終了後、清算が完了する前）に本匿名組合契約又は他の匿名組合契約の一部が終了した場合は、本匿名組合契約又は他の匿名組合契約に別段の定めがない限り、当該先行終了した一部の本匿名組合契約又は他の匿名組合契約の当事者であった者が拠出した出資金を、分母である「出資金総額」から控除して出資比率を算出するものとします。
- (7) 「払込期間」とは、本サービス上で個別に案内される申込額の払込みが可能な期間をいいます。
- (8) 「他の匿名組合員」とは、本匿名組合員と同様（但し、出資金、出資比率を除きます。）の本営業を出資対象とする匿名組合契約を営業者と締結する匿名組合員を個別に又は総称していいます。
- (9) 「他の匿名組合契約」とは、他の匿名組合員と営業者の間で締結される本営業を出資

対象とする匿名組合契約を個別に又は総称していいます。

- (10)「本営業」とは、第6条第1項に定める事業をいいます。
- (11)「本サービス」とは、私募取扱業者が運営する投資プラットフォーム「トラノコ PLUS」をいいます。
- (12)「本匿名組合契約」とは、本匿名組合員と営業者の間に締結される本営業を出資対象とする匿名組合契約をいいます
- (13)「本匿名組合出資持分」とは、本匿名組合契約に基づく出資金に係る本匿名組合員の地位並びに本匿名組合契約及び商法に定める本匿名組合員の権利及び義務をいう。
- (14)「本AM」とは、TORANOTEC投信投資顧問株式会社をいいます。
- (15)「本AM契約」とは、本AMが、本営業に関して金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号。その後の改正を含み、以下、「定義府令」という。）第16条第1項第10号に規定される投資一任契約に係る投資運用業等の業務を行うために、本AM及び営業者の間に締結するアセットマネジメント契約をいいます。
- (16)「申込額」とは、本匿名組合契約の申込みを行う際に本匿名組合員が本サービス上で表明する出資希望金額をいいます。
- (17)「申込期間」とは、本サービス上で指定される、本匿名組合員が本匿名組合契約の申込みの意思表示を行うことができる期間をいい、別紙3「条件表」記載のとおりとします。
- (18)「申込総額」とは、申込額及び他の匿名組合契約の申込みを行う際に他の匿名組合員が本サービス上で表明する出資希望金額の総額をいいます。
- (19)「目標募集金額」とは、本サービス上で指定される、第5条第3項に基づき営業者が受入可能な本匿名組合員及び他の匿名組合員からの受注額の合計金額をいい、別紙3「条件表」記載のとおりとします。
- (20)「ユーザー」とは、私募取扱業者の投資サービス「トラノコ」で取引口座開設を完了し会員IDを取得した本匿名組合員、又は本サービスにて必要な手続を完了し本サービス上で取引が可能な状態となった本匿名組合員のことをいいます。

第2条（リスクの開示）

本匿名組合員及び営業者は、本匿名組合員が、本匿名組合契約の申込みに際し、本約款及び本匿名組合契約に関する重要事項説明書（契約締結前交付書面）を熟読し、その内容を理解していることを相互に確認します。

第3条（匿名組合契約）

本匿名組合員は、本匿名組合契約の定めに従い、営業者に対し本営業のための出資を行い、営業者は、本匿名組合契約の定めに従い、本営業に関する損益を本匿名組合員に分配

するものとします。

2. 本匿名組合員及び営業者は、本匿名組合契約が商法第535条に規定される匿名組合契約に該当することを相互に確認します。
3. 本匿名組合員及び営業者は、本匿名組合契約の締結が、本匿名組合契約に基づく権利義務関係を創設するものに過ぎず、その他のいかなる関係も創設するものとはみなされないことを相互に確認します。
4. 本匿名組合契約に基づく出資に関して、営業者は、第二種金融商品取引業者の登録をしている私募取扱業者に対してその私募の取扱いに関する一切の業務を委託しており、営業者自身が本匿名組合員及び他の匿名組合員に対して一切勧誘を行っていないことを確認し、本匿名組合員は、本匿名組合員が私募取扱業者から勧誘を受けたものであり、他のいかなる者からも勧誘を受けていないことを確認します。
5. 本匿名組合員及び営業者は、金融商品取引法第23条の13条第4項第2号イに基づき、本匿名組合出資持分の取得の勧誘に関し、私募取扱業者から同法第4条第1項の規定による届出が行われていない旨の告知を受けたことを相互に確認します。また、本匿名組合員は、第17条の定めに基づいて、営業者の事前の書面又は電子的手段による同意を得て本匿名組合出資持分を譲渡する場合、当該買付の申込の勧誘に関し、同法第4条第1項の規定による届出が行われていない旨及びその他法令上必要とされる告知事項を、あらかじめ又は同時に、当該譲受人に対し、書面を以って告知しなければならないものとします。
6. 営業者は、本AMとの間で、概要別紙2「AM契約の概要」に記載のとおりの本AM契約を締結し、本AMに対し、本匿名組合員のために営業者が行う本営業に関する投資判断の全部を一任するとともに、当該投資判断に基づき営業者のため投資を行うのに必要な権限を委任し、これをもって、本匿名組合員のため運用を行う権限の全部を委託します。また、本匿名組合員及び営業者は、本AMが、本匿名組合契約締結前に、定義府令第16条第1項第10号ホに定める届出を行っていることを相互に確認するものとします。
7. 本匿名組合員及び営業者は、本AMが、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。その後の改正を含み、以下、「業府令」といいます。）第128条第1号若しくは第3号又は第129条第1項第1号若しくは第6号に掲げる行為又は定義府令第16条第1項第10号ハ(1)若しくは(2)に掲げる行為に該当するものを除き、本AM、その取締役若しくは執行役又はその運用を行う他の運用財産（金融商品取引法第35条第1項第15号に規定する運用財産をいう。）との間における取引を行うことを内容とした運用を行うことができないことを確認するものとします。
8. 営業者は他の匿名組合員と他の匿名組合契約を締結することができるものとします。但し、営業者は、他の匿名組合契約を締結する場合、本匿名組合員及び他の匿名組合

員の人数の合計が 500 名以上としないようにするものとします。

第4条（端数処理）

営業者は、本匿名組合員への損益の分配その他の本匿名組合契約に定める計算において、1円未満を切り捨てる端数処理を行うものとします。

第2章 申込み及び成立

第5条（本匿名組合契約の申込み及び成立）

本匿名組合員（本条においては、本匿名組合契約成立前の本匿名組合員となろうとするお客様を含みます。）は、ユーザーである場合に限り、次項以下に定める本匿名組合契約の申込手続きができるものとします。

2. 本匿名組合員は、申込期間中に本サービス上の所定画面に申込額（最低出資金額以上であることを要します。）を入力することにより、本匿名組合契約の申込みを完了するものとします。
3. 私募取扱業者が前二項に定める本匿名組合員の本匿名組合契約の申込みを有効と判断し、かつ申込総額が最低成立金額に到達した場合、営業者は、私募取扱業者をして、当該申込みが受注（以下、「受注」といいます。）された旨を本匿名組合員及び他の匿名組合員に対して通知（以下、「契約成立通知」といいます。）するものとします。かかる場合、契約成立通知を受領した本匿名組合員は、払込期間中に、受注の対象となった出資金の金額（以下、「受注額」といいます。）を、営業者の本件分別管理口座（第6条第6項に定める「本件分別管理口座」をいいます。以下、本条において同じ。）に払い込むものとします。
4. 申込期間（但し、私募取扱業者の裁量により延長した期間を含みます。以下同じ。）の最終日に、本匿名組合員から申込のあった本匿名組合契約について、申込総額が最低成立金額に到達しなかった場合、営業者は、私募取扱業者をして、本匿名組合員及び他の匿名組合員に対し、本匿名組合契約及び他の匿名組合契約が成立しない旨を通知するものとします。
5. 本匿名組合員が契約成立通知を受領した後、申込期間の最終日において、第14条第2項による解約その他の事由により申込総額が最低成立金額を下回る場合、本匿名組合契約は当然に解除されるものとします。本項に基づき本匿名組合契約が解除された場合、本匿名組合契約は初めよりなかったものとみなされ、営業者は、本匿名組合員より既に受け入れた金銭があるときは、当該金銭は本サービスの利用規約の定めに従い当該本匿名組合員に返還するものとし、営業者及び私募取扱業者はこれ以外のいかなる責任も負わないものとします。
6. 申込期間中に申込総額が目標募集金額に到達した場合、当該到達以降の目標募集金額以上の申込額に係る申込みは無効なものとして取り扱われます。

7. 本匿名組合契約は、第3項に基づき、本匿名組合員が受注額を本件分別管理口座へ送金した時点で成立します。

第3章 本営業

第6条（本営業の遂行）

営業者は、本匿名組合契約に従い、本営業として以下の各号に定める事業を行うものとします。

- (1) 別紙1「事業の内容」に記載の運用会社を通じて運用を行う有価証券等投資事業
- (2) 前号に係る投資有価証券等の管理、これに関連する配当、分配金等の受領、権利持分の処分
- (3) 本匿名組合契約及び他の匿名組合契約に基づく出資金の受入れその他の営業者としての権利の行使及び義務の履行
- (4) その他上記各号に付随関連する一切の取引その他の行為
2. 営業者は、善良な管理者の注意義務をもって、その裁量により本営業を遂行するものとします。また、営業者は、本AMをして、本匿名組合員に対し、善良な管理者の注意義務をもって、かつ、本匿名組合員のために忠実に本AM契約にて委託された業務を履行せしめるものとします。
3. 営業者は、各法令及びガイドラインに適合する範囲で、その裁量をもって、業務委託、代理人としての使用その他方法を問わず、本営業を行うに際し、第三者を利用することができるものとします。但し、本AM契約に定める業務は、本AMに委託するものとします。
4. 本匿名組合員は、本営業を執行する権利、本営業に関して意思決定をする権利及び営業者を代理する権利を有さないものとします。
5. 本営業に係る投資有価証券等一切の財産及び本営業に関して第三者に対して負担する債務は、営業者に帰属するものとします。
6. 営業者は、本匿名組合契約に基づく出資金、本営業の結果回収した利益処分代金を、営業者の固有財産を保管する口座とは別の預り口として開設した銀行口座（以下、「本件分別管理口座」といいます。）にて分別管理し、かつ金融商品取引法第42条の4及び業府令第132条に規定する方法に準じる方法により、本営業に係る運用財産を、営業者の固有財産その他営業者の行う他の事業にかかる財産と分別して管理し、当該管理について本AMをして監督させるものとします。営業者は、出資金、本営業の結果回収した利益処分代金等その他本営業に係る財産を、本営業と出資対象事業を同じくする他の営業に関する出資金等と適切に区分して経理します。
7. 営業者が本件分別管理口座にて管理する金銭には、利息を付さないものとします。

第7条（営業者報酬）

営業者は、本営業に対する報酬を受領しないものとします。

第4章 計算及び分配

第8条（計算期間）

本匿名組合契約の計算期間は、別紙3「条件表」記載のとおりとします。

第9条（損益の計算）

本営業に関する利益又は損失は、日本における一般に公正妥当な会計原則に従って算定される次項の収益と費用により構成されるものとします。但し、一般に公正妥当と認められる会計原則が税法に定められる会計処理の方法と相違する場合は、税法に定められる基準を適用するものとします。

2. 本営業に関する収益、費用は、以下のとおりとします。

（1）本営業に関する収益

- ① 投資先有価証券に係る配当金
- ② 投資先有価証券に係る売却益
- ③ 本営業に係る財産の運用から生ずる収益
- ④ 上記のほか、本営業の遂行により営業者に帰属する一切の収益

（2）本営業に関する費用

- ① 本営業の遂行のために営業者が第三者に支払った報酬
- ② 投資先有価証券に係る売却損
- ③ 投資先有価証券の購入、管理、運用及び売却に関し負担すべき諸費用
- ④ 公租公課
- ⑤ 分配に要する費用
- ⑥ 上記のほか、本営業の遂行に付随関連して必要となる一切の費用

第10条（損益の分配）

営業者は、各計算期間の末日において、本条の定めに従って、当該計算期間に発生した本営業の利益及び損失（一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い決定された本営業の遂行から生じた利益及び損失をいいます。以下同じ。）を、出資比率に応じて各本匿名組合員に（但し、営業者に分配すべき場合には営業者に）分配するものとします。

2. 営業者は、各計算期間において利益（以下、「当期利益」といいます。）が生じた場合には、各計算期間の末日において、各本匿名組合員に対し、出資比率に応じて当期利益を分配するものとします。但し、次項に基づき本匿名組合員に分配された損失累計額の残高がある場合には、まず当該損失累計額に達するまで当期利益をもって充当し（但し、営業者が次項に基づき負担している損失がある場合には、まず当該損失額

に達するまで当期利益を充当した上で、その余があれば、本匿名組合員に分配された損失累計額に充当するものとします。）、その後、本匿名組合員に残余の当期利益を分配するものとします。

3. 営業者は、各計算期間において損失（以下、「当期損失」といいます。）が生じた場合には、各計算期間の末日において、各本匿名組合員に対し、出資比率に応じて当期損失を分配するものとします。但し、本匿名組合員に分配する当期損失の累積額は出資金総額の残高を限度とし、当該累計額が出資金総額の残高を超過する場合は、当該超過分の損失は営業者が負担するものとします。
4. 営業者は、各計算期日の末日から翌々月の末日（但し、同日が営業日でない場合はその前営業日とする。）までの間で、営業者が裁量により指定する日（以下、「金銭分配日」といいます。）に、金銭分配日において本件分別管理口座に残存する金額から、営業者が留保すべきと合理的に判断した金額を控除した残額を原資に、営業者の裁量により、各本匿名組合員に対して、前各項に基づき当該本匿名組合員に分配された利益の金額を上限として、出資比率に応じて本匿名組合員の指定する口座に振り込む方法により支払うものとします。なお、振込手数料は営業者の負担とします。
5. 本匿名組合員は、分配を受けた利益に関する公租公課について、必要な申告を自らの責任と負担で行うものとします。但し、源泉徴収税その他の営業者において納付すべき公租公課が課せられる場合には、当該源泉徴収税その他の公租公課に相当する額の減額を営業者が行うことを本匿名組合員はあらかじめ承諾するものとします。

第11条（会計書類及び報告）

営業者は、本営業に関連する全ての取引について、一般に公正妥当と認められる会計原則に基づき、正確な会計帳簿及び取引記録を作成し、保管するものとします。

2. 営業者は、各計算期間の最終日の属する月の翌々月末日までに、以下各号の情報を記載したファンド運用報告書を作成し、本サービスを通じて本匿名組合員に交付するものとします。
 - (1) 当該ファンド運用報告書の対象期間
 - (2) 基準日時点における本営業の動向（対象期間以前の動向を含む。）
 - (3) 対象期間中の本営業の経過及び応募代金の使途
 - (4) 対象期間における分配又は配当金及び償還金に関する次の事項
 - イ) 対象期間における分配又は配当金及び償還金の有無
 - ロ) 対象期間における分配又は配当金及び償還金の金額
 - ハ) 対象期間における一口当たりの分配又は配当金及び償還金の金額
 - (5) 本営業及び営業者の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面
 - (6) 本AMの直近の決算期における貸借対照表及び損益計算書又はこれらの財務情報を記載した書面

- (7) 第5号に規定する貸借対照表及び損益計算書が公認会計士又は監査法人の監査を受けた場合は、当該監査に係る監査報告書の写し
- (8) 基準日時点の分別管理の状況（金商法第40条の3の対象となるものに限る。）
- (9) 対象期間中に本営業に重大な影響を生じる事由が発生した場合は、その旨及びその要因

第5章 表明及び保証

第12条（表明及び保証）

営業者は、本匿名組合員に対し、本匿名組合契約が締結される日において以下の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し保証します。但し、営業者は、以下の各号に掲げる事項のほかは、本営業の成功又は本匿名組合員に対する出資金の返還を含め、明示又は黙示を問わず、一切の表明及び保証をしません。

- (1) 営業者は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する合同会社であり、自己の財産を所有し、かつ、本匿名組合契約を締結し、本匿名組合契約上の義務を履行するために必要な完全な権利能力及び権利を有していること。
- (2) 営業者による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、営業者の事業の目的の範囲内の行為であり、営業者は、かかる本匿名組合契約の締結及び履行並びに当該取引の実行につき、関連法令上及び営業者の内部規程において必要とされる一切の手続を履践していること。
- (3) 本匿名組合契約は、その締結により、営業者の適法で有効かつ拘束力を有する義務を構成し、その条項に従い執行可能なものであること。
- (4) 営業者による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、官公庁その他の第三者の許認可、承諾、同意又はかかる官公庁その他の第三者に対する通知を必要とするものではなく、かつ、いかなる法令、規則、通達、命令、判決、決定、令状、営業者の定款その他の内部規程、営業者自身が当事者となっている契約又は営業者若しくは営業者の財産に影響を与える第三者との間における契約又は合意に違反し、又は、抵触するものではないこと。
- (5) 営業者の財務、経営の状況又は営業者による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行若しくは本匿名組合契約により企図される取引の実行に対し、重大な悪影響を及ぼすようないかなる訴訟、仲裁、調停及び行政手続も係属していないこと。営業者は支払不能ではなく、かつ営業者について、破産手続開始、民事再生手続開始その他営業者に対し適用ある倒産手続開始の申立ては行われておらず、かかる申立ての原因は存在しないこと。
- (6) 営業者は、本匿名組合契約に基づく本匿名組合出資持分の私募の取扱いを、第二

種金融商品取引業者である私募取扱業者に委託しており、営業者自身は、本匿名組合員又は他の匿名組合員に対して本匿名組合出資持分の取得の勧誘を行わないこと。

2. 本匿名組合員は、営業者に対し、本匿名組合契約の締結の時点において以下の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し保証します。
 - (1) 本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、その権利能力及び行為能力の範囲内の行為であること。本匿名組合員が法人である場合には、本匿名組合員は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する法人であり、自己の財産を所有し、かつ、本匿名組合契約を締結し、本匿名組合契約上の義務を履行するために必要な完全な権利能力及び権利を有していること。また、本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、本匿名組合員の事業の目的の範囲内の行為であり、本匿名組合員は、かかる本匿名組合契約の締結及び履行並びに当該取引の実行につき、関連法令上及び本匿名組合員の内部規程において必要とされる一切の手続を履践していること。
 - (2) 本匿名組合契約は、その締結により、本匿名組合員の適法で有効かつ拘束力を有する義務を構成し、その条項に従い執行可能なものであること。
 - (3) 本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、官公庁その他の第三者の許認可、承諾、同意又はかかる官公庁その他の第三者に対する通知を必要とするものではなく、かつ、いかなる法令、規則、通達、命令、判決、決定、令状、本匿名組合員の定款その他の内部規程、本匿名組合員自身が当事者となっている契約又は本匿名組合員若しくは本匿名組合員の財産に影響を与える第三者との間における契約又は合意に違反し、又は、抵触するものではないこと。
 - (4) 本匿名組合員の経済状況又は本匿名組合員による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行若しくは本匿名組合契約において企図される取引の実行に対し、悪影響を及ぼすようないかなる訴訟、仲裁、調停及び行政手続も係属していないこと。
 - (5) 本匿名組合員は支払不能ではなく、かつ本匿名組合員について破産手続開始、民事再生手続開始その他本匿名組合員に対し適用ある倒産手続開始の申立ては行われておらず、かかる申立ての原因は存在しないこと。
 - (6) 本匿名組合員が、私募取扱業者又は営業者に提供した資料及び情報は、真実、正確かつ完全であること。
 - (7) 本匿名組合員が、営業者に対して行う本匿名組合契約の申込みその他の行為は、当該行為に伴うリスクの調査及び評価をなした後の完全な自己の判断に基づくもので

あること。

- (8) 本匿名組合員が拠出した出資金は、自己が所有するものであり、かつ「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第2条第1項に規定する「犯罪による収益」に該当しないこと。
- (9) 本匿名組合員その他本匿名組合員と関係のある者について以下にかかげる事項。
 - ① 現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと。
 - ② 次のアからオのいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないこと。
 - ア 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - エ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便益を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - オ 役員、従業員、顧問、取引先又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

第6章 本匿名組合契約の終了

第13条（本匿名組合契約の終了）

本匿名組合契約は、別紙3「条件表」に定める運用終了日（契約終了日）に契約を終了します。

- 2. 前項に定める他、本匿名組合契約は、商法第541条に定める事由又は営業者について以下に定めるいずれかの事由が発生した場合に終了します。
 - (1) 破産手続、民事再生手続、特別清算その他倒産手続の開始の申立てがなされた場合
 - (2) 解散決議を行った場合、解散命令を受けた場合、又はその他の事由により解散した場合（合併に伴って解散した場合を除く。）
 - (3) 電子交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (4) 支払不能、支払停止となった場合
 - (5) 仮差押、差押、仮処分、強制執行、競売等の申立てがなされた場合
 - (6) 上記各号のほか、営業に必要な免許の取消し、業務停止又は主要取引先の取引又は支払いの停止等、本匿名組合契約の存続が困難となるやむを得ない事由が発生したと営業者が判断した場合

- (7) 営業者及び本匿名組合員が別途書面により合意した場合
3. 本匿名組合契約の終了によっても、営業者又は本匿名組合員は、かかる終了のときに既に発生していた債務若しくは責任又はかかる終了の時までに存した当該当事者の作為若しくは不作為に関して事後発生する可能性のある債務若しくは責任を免れるものではなく、また、かかる本匿名組合契約の終了は、当該終了若しくは契約期間満了の後も本匿名組合契約の規定に従いその効力を保持する旨明示又は黙示に意図された当事者の権利義務について影響を及ぼしません。

第14条（本匿名組合契約の解除）

1. 営業者は、以下のいずれかの事由が発生した場合、本匿名組合員に通知した上で、本匿名組合契約を解除することができるものとします。
 - (1) 本匿名組合員に対し、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他適用ある倒産手続（但し、破産手続を除きます。）の開始決定がなされた場合
 - (2) 本匿名組合員が重大な法令違反を犯し、営業者が本匿名組合契約の維持に重大な悪影響があると判断した場合
 - (3) 本匿名組合員が、本匿名組合契約に違反した場合（但し、その治癒が可能である場合には、当該違反の治癒を求める旨の通知が営業者から本匿名組合員に対して発送された日から10日間当該違反が継続した場合に限ります。）
 - (4) 本匿名組合員が、本サービスの利用規約に従いユーザーとしての資格を喪失した場合
2. 前項にかかわらず、本匿名組合員は、本匿名組合契約の締結の申込をした日から8日間を経過するまでの間、営業者に対して当該申込を行った本サービス上の専用ページにて申込取消し又は本匿名組合契約の解除の操作を行うことにより、本匿名組合契約に係る申込を撤回し、又は本匿名組合契約を解除できるものとします。本項に基づく解除によって本匿名組合員は、当然に出資の義務を免れるものとし、営業者が出資金を既に受領している場合には、利息を付さずにこれを速やかに本匿名組合員の指定する口座に振り込む方法により返還するものとします。なお、振込手数料は営業者の負担とします。
3. 第1項の規定により本匿名組合契約が終了し、かつ他の匿名組合契約のいずれかが存続している場合には、営業者は、第10条に準じて、最終の計算期間に関する利益及び損失の計算を行い、本匿名組合員に支払うべき本出資金の償還及び利益の配当（もしあれば）の価額を確定するものとします。かかる場合、営業者は、当該金額に満つるまで、他の匿名組合員に支払いを行う各時点において、本匿名組合員に対し支払いを行えば足りるものとします。但し、本項に基づく手続を進めることが他の匿名組合契約上の本営業の遂行に支障を来すおそれがあると合理的に認められるときは、営業者は、他の匿名組合契約が終了するまで当該手続を延期することができるものとします。

す。

第15条（清算）

本匿名組合契約が終了した場合で、かつ他の匿名組合契約が全て終了したときには、営業者は、適用法令に従い営業者が適切であると合理的に判断する方法及び時期において本営業に係る財産を全て処分した上で、本営業に関する一切の債務を弁済し、本営業を清算するものとします。

2. 前項に定める場合、営業者は、第10条の定めに従い最終の計算期間に関する利益及び損失の計算を行い、本営業に係る財産から清算手続に要する費用その他の残余財産から支払われるべき費用を控除した残額を、出資金の償還及び利益の配当（もしあれば）として、各本匿名組合員に対し、出資比率に応じて本匿名組合員の指定する口座に振り込む方法により支払うものとします。なお、振込手数料は営業者の負担とします。

第7章 その他

第16条（責任財産限定特約、強制執行不申立等）

本匿名組合契約に基づく営業者による本匿名組合員に対する債務の弁済は、営業者が本匿名組合契約に基づき取得又は受け入れた財産、その他本営業に関して取得した財産（以下、「本責任財産」といいます。）のみを引当てとして、その範囲内でのみ行われ、営業者の有する本責任財産以外の他の資産には一切及ばないものとし、本匿名組合員はこれを異議なく承諾するものとします。

2. 本匿名組合員は、本匿名組合契約に基づき営業者に対して取得する債権の回収を図るため、営業者の本責任財産を含むいかなる資産についても差押、仮差押その他の強制執行手続の開始又は保全命令の申立てを行わないものとします。
3. 本匿名組合員は、本匿名組合契約が終了した後（出資金の全部又は一部が残存する場合は、前条に基づき当該残額が出資比率に応じて返還された後）は、本匿名組合契約に基づく営業者の未払債務が残存する場合でも、当該未払債務に係る請求権を当然に放棄するものとします。また、本匿名組合員は、破産手続、民事再生手続又は営業者に適用ある倒産手続の開始を目的とする申立ては行わないものとします。

第17条（譲渡制限）

本匿名組合員は、営業者の事前の書面又は電子的手段による承諾なく、本匿名組合契約、本匿名組合契約により取得した出資の持分又は匿名組合員としての地位その他本約款に基づく権利又は義務を譲渡又は質入その他の処分をすることはできません。

第18条（包括承継）

相続又は合併等に起因し、本匿名組合員について包括承継が発生した場合、営業者は、承継人の確認及び本匿名組合員としての地位移転の反映方法について、営業者又は私募取扱業者に委ねるものとし、本匿名組合員はこれに異議なく同意するものとします。

第19条（秘密保持義務）

営業者及び本匿名組合員は、相手方の事前の同意がない限り、本匿名組合契約に基づき知り得た情報を第三者に開示せず、かつ、本匿名組合契約の目的以外に使用しないものとします。但し、私募取扱業者、自己の役員、従業員又は自己と委任契約を締結した弁護士、税理士若しくは公認会計士等の各種専門家に開示する場合及び法令又は官公庁その他これらに準ずる機関の指示がある場合に、これらに従い開示する場合はこの限りではありません。

第20条（個人情報等）

営業者は、本匿名組合員に関する以下の各号に掲げる情報（本匿名組合員が法人の場合、(1)は当該本匿名組合員の商号及び取引担当者の氏名、(2)及び(3)は、本匿名組合員の取引担当者のものと読み替えます。）その他の情報について、本匿名組合契約の成立後、私募取扱業者から提供を受けるものとします。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 住所
- (4) 出金指定口座の情報
- (5) 出資の金額
- (6) 電話番号
- (7) 電子メールアドレス
- (8) 個人番号

2. 営業者は、前項に基づき取得した本匿名組合員の情報を、本匿名組合契約の履行に必要な範囲でのみ利用し、法令に従い適切に管理するものとします。

第21条（租税条約の取り扱い）

本匿名組合員が、本匿名組合契約締結後、配当金の支払前に、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のために締結される条約（以下、「租税条約」といいます。）の適用される国に転居した場合で、租税条約に基づく減免措置を受けようとするときは、本匿名組合員が保有する私募取扱業者が取り扱う全てのファンドに対する配当金の支払いの完了後に、私募取扱業者に対し国税庁が定める様式による租税条約に関する届出書及び還付請求書を提出するものとし、私募取扱業者は提出を受けた届出書及び還付請求書を所轄税務署長に提出するものとします。

2. 本匿名組合員は、前項に規定する方法以外の方法での租税条約に基づく減免措置の届け出及び還付の請求を行わないものとします。

第22条（通知等）

本匿名組合契約に基づく営業者及び本匿名組合員の相手方に対する通知は、原則として、私募取扱業者を通じて、書面、電子メール又は本サービスの通知機能を利用する方法により行われるものとします。

2. 本匿名組合員への諸通知は、私募取扱業者に届け出た住所、メールアドレス宛てに送付・発信した場合又は本サービスの通知機能を利用する方法をもって行われた場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第23条（修正・変更）

本匿名組合契約は、法令の変更、官公庁の指示その他の事由により修正・変更の必要が生じた場合には、合理性が認められる範囲内で、営業者の裁量により修正・変更されるものとします。この場合、営業者は遅滞なく本匿名組合員に対して修正・変更内容の通知を行うこととし、当該通知後に本匿名組合員が本匿名組合契約に基づく利益の収受、権利の行使又は義務の履行を行った場合、本匿名組合員はその修正・変更に同意したものとします。

第24条（本匿名組合員の協力）

営業者の本営業の円滑な遂行のために必要な事項については、本匿名組合員はこれに協力するものとします。

第25条（免責事項）

営業者は、営業者の故意又は重大な過失がある場合を除き、以下の各号から生じる事由により本匿名組合員に直接又は間接的に生じる一切の損失、損害、費用について免責されるものとします。

- (1) 本匿名組合員のID、パスワードその他のセキュリティ事項の悪用
- (2) 本匿名組合員、本借り手企業、営業者又は第三者が使用する通信システム、インターネット又はコンピューターシステムの故障、誤作動又は悪用

第26条（準拠法）

本匿名組合契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈されるものとします。

第27条（管轄）

本匿名組合契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所

とします。

第28条（誠実協議）

本匿名組合契約に定めのない事項又は本匿名組合契約の解釈について疑義を生じた事項は、営業者及び本匿名組合員が誠実に協議の上、解決するものとします。

別紙 1

事業の内容

有価証券等投資事業の内容		
1	投資対象	主に海外で設立されたりミテッド・パートナーシップの出資持分に投資を行います。
2	投資先有価証券	投資を予定している有価証券は以下となります。 ● 米国デラウェア州法に基づき設立されたりミテッド・パートナーシップ「InvestX Growth Equity V-US (QP) LP」 (保有比率順に記載)
3	投資方針・戦略	主な投資目的は、長期的な資本増加を達成することです。投資先ファンドは、主に人工知能（AI）およびロボティクスの開発・応用から恩恵を受ける立場にある企業の株式に投資することにより、この目的の達成を目指します。
4	投資制限・留意事項	特にご注意頂きたいこと ・ 未上場株式への投資であり、投資額の全額を失う可能性があります。 ・ 5年間は解約（換金）はできません。また、解約金の支払いが遅延する可能性もあります。 ・ 投資対象株の価格変動、外国為替変動等のリスクを伴います。
5	リスク等について	本匿名組合契約は元本が保証されているものではありません。 ・ 本匿名組合員が行う金融商品取引行為について、営業者その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生ずるおそれがある場合、当該者及び当該者の業務又は財産の状況の変化により損失が生ずるおそれがあります。詳しくは私募取扱業者が作成する契約締結前交付書面（重要事項説明書）にてご確認ください。

AM 契約の概要

1. (委託者の称号及び代表者氏名)

ARK 1 合同会社

東京都港区六本木一丁目 9-10 アークヒルズ仙石山森タワー40 階

代表社員：一般社団法人国際投資基盤機構

職務執行者：高橋法彦

2. (運用会社の称号及び代表者氏名)

TORANOTEC 投信投資顧問株式会社

東京都港区虎ノ門四丁目 3-1 城山トラストタワー36 階

関東財務局長（金商）第 384 号

代表取締役：バロック・ステファン・ジャスティン

3. (契約の成立の年月日)

令和 8 年 7 月 15 日

4. (契約の目的)

委託者は、本営業に係る運用財産（以下、「一任契約資産」という。）の運用に関し、有価証券その他の金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の全部を運用会社に一任し、運用会社はこれを引き受ける。

5. (委託期間)

令和 8 年 7 月 15 日から令和 13 年 7 月 31 日までとする

但し、細則に従い運用される一任契約資産が存在する場合には、当該細則が終了するまで本契約の期間も延長されるものとする。

6. (委託業務の内容、投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項)

委託者が運用者に提供する投資一任業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 委託者により付与された権限に基づき、一任契約資産の運用指図を行うこと。
- (2) 運用指図の範囲は細則に記載する。
- (3) 一任契約資産の運用状況について、法令の定めるところに従い、定期的に報告すること。
- (4) 前号に定めるものの他、委託者から一任契約資産の運用状況に関し報告を求められたときには、正当な理由がない限りその指示に従い報告を行うものとする。

7. (投資方針等)

(1) 投資対象

米国デラウェア籍リミテッド・パートナーシップの組合持分への投資を行います。

(2) 投資手法その他の事項

- 運用会社は、委託者に対して、対象証券の取得、保有その他の一切の処分について運用指図を行う。
- 本匿名組合契約に規定する各計算期間の最終日の属する月の翌々月末日までに、本匿名組合契約第11条第2項に規定するファンド報告書を作成して委託者に提供するとともに、同項に定めるところに従って、運用会社が運営する投資プラットフォーム「トラノコPLUS」を通じて本匿名組合員に交付するものとする。

8. (報酬)

委託者は運用会社に対し、運用報酬として、組合契約に基づく匿名組合の持分金額の総額に対して、2.75%に相当する金額（消費税込み）を期初において金額確定後、運用会社の指定した方法に従い支払う。

9. (解除)

委託者又は運用会社は、以下のいずれかの事由が発生した場合には、相手方につき以下のいずれかの事由が発生した場合には、書面による通知により投資一任契約及び細則を解除することができる。なお、投資一任契約及び細則には、法第37条の6に定めるクーリング・オフ期間内の書面による契約解除は適用されない。

- (1) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他同種の倒産手続開始の決定を受けたとき、又はこれら手続の開始が申し立てられ、30日以内にかかる申立てが取下、却下その他の事由により失効しなかった場合
- (2) 解散の決議がなされ又は解散命令が発せられた場合
- (3) 支払停止、支払不能又は債務超過の状態に陥り、催告後30営業日以内にかかる状態が解消されない場合又は解消される合理的な見込みがない場合
- (4) 投資一任契約又は細則の重大な違反があり、その是正を求める書面による通知が委託者から運用会社に対して行われた後30日間かかる違反が治癒されなかった場合
- (5) 運用会社が、投資一任業務の遂行に必要な行政機関等の許認可、同意、通知、登録その他の行為につき懈怠し、又は喪失した場合

2. 前項の規定に基づく解除がなされたときは、運用会社は契約解除以降の期間に相当する投資運用報酬額を日割計算して、委託者の指示に従いこれを返戻するものとする。

別紙3

条件表

対象ファンドに関する条件		
1	ファンド名	米国プレIPOユニコーン投資ファンド I
2	申込期間	2026年7月3日~2026年7月15日
3	出資募集金額の総額 (募集上限金額)	499,900,000円
4	出資募集価格 (1口あたりの出資金額)	1口1円
5	最低申込金額 (購入最低金額)	5,000,000円 (5,000,000口)
6	目標募集金額 (最低成立金額)	50,000,000円 (50,000,000口)
7	追加出資単位 (購入単位)	100,000円 (100,000口) ※100,000円単位
8	運用開始日	2026年8月3日
9	運用終了日 (契約終了日)	2031年7月31日
10	計算期間	毎年5月1日から10月31日までおよび11月1日から翌年4月30日まで。但し、最初の計算期間は本匿名組合の締結日からその直後の10月31日までとし、最後の計算期間は当該計算期間の開始日から本匿名組合契約の終了日までとします。
11	分配スケジュール	第1回計算日：2026年10月31日 第2回計算日：2027年4月30日 第3回計算日：2027年10月31日 第4回計算日：2028年4月30日 第5回計算日：2028年10月31日 第6回計算日：2029年4月30日 第7回計算日：2029年10月31日 第8回計算日：2030年4月30日 第9回計算日：2030年10月31日 第10回計算日：2031年4月30日